

議案第19号

佐倉市ふるさと事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

佐倉市ふるさと事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市ふるさと事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を
改正する条例

(佐倉市ふるさと事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第1条 佐倉市ふるさと事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成5年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「収益は、」の次に「毎年度の」を加え、「ふるさと事業を推進する経費に充て、なお剰余があるときは、当該剰余金を」を「、」に改める。

(佐倉市学校教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第2条 佐倉市学校教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成14年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「収益は、」の次に「毎年度の」を加え、「特色ある学校教育の振興を推進する経費に充て、なお剰余があるときは、当該剰余金を」を「、」に改める。

(佐倉市文化振興のための基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第3条 佐倉市文化振興のための基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和55年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市民文化振興事業の資金に充てるものとし、剰余の額を」を「毎年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、」に改める。

(佐倉市保健福祉振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第4条 佐倉市保健福祉振興基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成3年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「収益は、」の次に「毎年度の」を加え、「次の各号に掲げる事業

の経費に充て、なお剰余があるときは、当該剰余金を」を「、」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。